

伊丹市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育及び特定地域型保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき給食費又は日用品、文房具等の購入に要する費用等（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象となる者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である支給認定保護者とする。

(補助の対象費用)

第3条 補助の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 給食における副食材料費（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもへの給食の提供に当たって徴収される場合に限る）。

(2) 前号に掲げる費用以外の費用（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用に限る。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第3条第1号に掲げる費用にあっては、各月において実費徴収額と4,500円を比較して低い方の額とし、

第3条第1項第2号に掲げる費用にあっては、各月において実費徵収額と2,500円を比較して低い方の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする支給認定保護者は、第8条に定める支払月の前月20日までに伊丹市実費徵収に係る補足給付事業補助金交付申請書(様式第1号)に実費徵収額が記載された領収書を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、伊丹市実費徵収に係る補足給付事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、次条に定める支払月の10日までに伊丹市実費徵収に係る補足給付事業補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに交付対象者の指定する口座に振り込む方法により補助金を交付するものとする。

(補助金の支払月)

第8条 補助金の支払月は、次のとおりとする。

期別	期間	支払月
前期	4月から9月までの期間に係るもの	11月
後期	10月から3月までの期間に係るもの	5月

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかにその旨を伊丹市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該交付対象者に通知するものとする。

（細則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年6月 日から施行する。

